令和5年9月4日 宮 崎 県 病 院 局

## 改定の趣旨

県立病院の経営に当たっては、令和4年3月に「宮崎県病院事業経営計画2021(以下、「現計画」という。)」を策定し、良質な医療の提供と経営の健全化に取り組んでいるところ。

令和4年3月に、国から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(以下、「新ガイドライン」という。)」が示され、各公立病院において経営強化プランを策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むことが求められている。

このため、県立病院の経営強化に向けた取組を更に推進すべく、病院ごとの課題や数値目標、具体的 取組について検討を行い、今年度中に現計画を改定する必要がある。

# 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

#### 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、<u>感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割</u>の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

#### 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- プランの期間 策定年度又はその次年度~令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

#### 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等 にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病** 院等との連携・支援を強化していくことが重要。

## 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当 部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとと もに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、 必要に応じ、プランを改定。

#### 第5 財政措置

○ 機能分化・連携強化に伴う施設整備等に係る病院事業債(特別分) や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。 ハウ病院経営強化プランの内容

#### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- · 機能分化·連携強化

「各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

## (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ 医師・看護師等の確保 (特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化)
- ・ 医師の働き方改革への対応

#### (3) 経営形態の見直し

#### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

## (5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- デジタル化への対応

#### (6)経営の効率化等

・ 経営指標に係る数値目標

## 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和4年3月29日)

- 病院事業を設置する地方公共団体は、経営強化プランを策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むものとする。
- 公立病院を巡る状況は、その立地条件や医療機能などにより様々であり、経営強化に係るプランの内容は一律のものとはなり得ないことから、 各地方公共団体が、各々の地域と公立病院が置かれた実情を踏まえつつ、本ガイドラインを参考に経営強化プランを策定し、これを主体的に実 施することが期待される。
- 〇 経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」(令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知)により、<u>当該公立病院の地域医</u>療構想に係る具体的対応方針として位置付けることとされている。ことも踏まえ、地域医療構想と整合的であることが求められる。

## 1 経営強化プランの策定時期

- 地域に必要な医療提供体制を確保するためには、病院間の機能分化・連携強化、医師・看護師等の確保、働き方改革の推進等の公立病院の経 営強化のための取組が急務となっている。
- 各都道府県において第8次医療計画の策定作業が進められ、その作業と併せて、**令和4年度及び令和5年度において、地域医療構想に係る各 医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされている**ため、地域において各病院が担う役割・機能を早期に調整・確定させていく必要がある。
- 以上を踏まえ、令和4年度又は**令和5年度中に策定**するものとする。

#### 2 経営強化プランの対象期間

○ 策定年度又はその次年度から令和9年度までの期間を標準とする。

#### 3 経営強化プランの内容

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、概ね次の各事項を記載するものとする。

- (1) 役割・機能の最適化と連携の強化
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
- (5) 施設・設備の最適化

(3) 経営形態の見直し

(6) 経営の効率化等

## 2 改定の方針(案)

新ガイドラインの内容に適確に対応するとともに、今年度、県において策定予定の第8次医療計画や地域医療構想等の内容を踏まえ、必要な改定を行う。

なお、新ガイドラインにおいて、<u>「既に計画を策定している場合には、新ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りる」</u>とされていることから、**現計画の構成において対応していない事項についてのみ修正・追加**を行うこととする。

## 第1章 計画の策定趣旨等

POINT

- ↓・国が示した新ガイドラインに基づき現計画を改定する旨を記載する。
  - ・計画期間を令和9年度まで延長 ※現計画:5年間(令和3年度~令和7年度)
- 1 県立病院改革の経緯
- 2 病院事業経営計画2021策定及び改定の趣旨
- 3 計画の期間及び性格
- 4 計画の進行管理

## 第2章 「宮崎県病院事業経営計画2015」の成果と課題

- 1 基本方針に係る取組の成果と課題
  - (1) 質の高い医療の提供とそれを支えるスタッフの確保・充実
  - (2) 県民が安心できる医療提供体制の構築
  - (3) 患者サービスの向上と地域連携の強化
  - (4) 地域医療の充実等への貢献
- 2 経営目標に係る取組の成果と課題
  - (1) 病院事業全体での収支均衡の確保
  - (2) 経営状況も勘案した計画的な投資(施設の更新等)

## 第3章 県立病院を取り巻く環境の変化

- 1 医療ニーズの変化
- 2 地域医療構想の推進
- 3 働き方改革の進展
- 4 社会保障関係費の抑制
- 5 医療分野におけるデジタル化の進展

## 第4章 県立病院が果たすべき役割と機能

POINT

- ・第8次医療計画の記載事項として<u>「新興感染症等の感染拡大時の医療」が盛り込まれ、5疾病・6事業となる</u> )ことを踏まえ、県立病院としても、平時から、新興感染症等の感染拡大時の対応に必要な機能を備えておくこ とが必要となる。
- 1 経営の基本的な考え方
- 2 新<del>公立病院改革公立病院経営強化</del>ガイドラインに基づく要請
- 3 県医療計画等での位置づけ
- (1) 5疾病にかかる役割・機能
- (2) 5 6 事業にかかる役割・機能
- (3) 感染症対策等における役割・機能
- (4) 医師の育成における役割・機能

## 第5章 県立病院の使命と役割・機能

《使命》

全県レベルあるいは地域の中核病院として、経営の健全性を維持しながら、県民に高度で良質な医療を安定的に提供する。 「役割と機能」

- (1) 多数の診療科の連携による総合性を活かした高度・急性期医療の提供
- (2) 社会的要請により政策的に対応する必要のある医療の提供
- (3) 中核病院として地域医療機関等との連携強化による医療の提供
- (4) 安定した経営基盤の確立による持続可能な医療の提供

## 第6章 今回計画の基本目標と具体的取組

POINT

・国が示したガイドラインに基づき、 医療における基本目標に「地域との<u>機能分化</u>」 経営における基本目標に「一般会計繰入金の<u>算定基準</u>」をそれぞれ追加する。 ※ 詳細については後述

○ 医療における基本目標

県立病院のニーズに対応した医療機能の一層の充実と地域との<u>機能分化・</u>連携強化

(具体的な取組)

- 1 質の高い医療の提供とそれを支えるスタッフの確保・充実
- 2 県民の命を守る医療分野の安定的かつ持続的な提供
- 3 安心・安全な医療の提供と患者サービスの向上
- 4 地域の医療機関との機能分化・連携強化と地域医療充実への貢献
- 経営における基本目標

経営健全化に向けた取組の強化(病院事業全体での資金収支の改善)

(具体的な取組)

- 1 医業収支の改善
- 2 適切な設備投資・更新
- 3 一般会計繰入金の確保・不断の見直し及びその算定基準
- 各県立病院における取組

## 第7章 基本目標に係る具体的取組(医療)

POINT

- ・持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用することが 必要であり、<mark>地域の中で公立病院が担うべき役割や機能を改めて見直し、明確化・最適化した上で、病院間の</mark> ・ <u>連携を強化する「機能分化・連携強化」を進めることが必要</u>。
- ・公立病院が担う役割・機能を見直す場合には、病院事業を設置する地方公共団体が住民に対して丁寧な説明を 行い、住民の理解を得ながら進めるようにしなければならない。
- 1 質の高い医療の提供とそれを支えるスタッフの確保・充実
  - (1) 質の高い医療の提供
  - (2) 医療スタッフの確保・育成
  - (3) 働き方改革の推進と誰もが働きやすい環境整備
- 2 県民の命を守る医療分野の安定的かつ持続的な提供
  - (1) 救急医療提供体制の強化
  - (2) 大規模災害時における医療提供体制の強化
  - (3) 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応と通常医療との両立
- 3 安心・安全な医療の提供と患者サービスの向上
  - (1) 安心・安全な医療提供と患者・家族への支援機能の充実
  - (2) 病院機能のデジタル化による患者サービスと医療機能の向上
  - (3) 医療事故防止等の医療安全対策の推進
- 4 地域の医療機関との機能分化・連携強化と地域医療充実への貢献
  - (1) 地域の医療機関との機能分化・連携強化
  - (2) 地域医療充実への貢献
  - (3) 住民の理解のための取組

## 第8章 基本目標に係る具体的取組(経営)

- ・公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきであるが、
  - i)その性質上、当該病院の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
  - ii)当該病院の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に 困難であると認められる経費

については、一般会計において負担するものとされている。

- ・公立病院の果たすべき役割・機能に対応する形で、一般会計が負担すべき経費の範囲についての考え方及びその算定基準(繰出基準)を記載する必要がある。
- 1 医業収支の改善

**POINT** 

- (1) 診療報酬制度への適切な対応による収益の確保
- (2) 3病院一体となった費用削減
- (3) 経営の見える化による安定的な事業運営の推進
- 2 適切な設備投資・更新
  - (1) 建物・施設等の整備
  - (2) 医療機器等の購入・更新
  - (3) 電子カルテシステムやデジタル化関連の投資
- 3 一般会計繰入金の確保・不断の見直し及びその算定基準

## 第8章 基本目標に係る具体的取組(経営)

(収支計画) **※計画期間中の各年度の収支計画(病院事業全体)** 

POINT

- ・プランに記載した各種取組の実施を前提として、**対象期間中の各年度の収支計画**を記載する。
  - ※収支計画は、診療報酬の改定等の経営環境の変化により影響を受けるため、プラン策定後においても、こう した状況変化を踏まえ必要な見直しを行う必要がある。

## (臨床指標・経営指標等)

#### 【臨床指標に係る数値目標】

・当該公立病院が、その果たすべき役割に沿った、質の高い医療機能を十分に発揮するとともに、地域において 他の病院等との連携を強化しているかを検証する観点から、適切な数値目標を設定する。

POINT

#### 【経営指標に係る数値目標】

- ・経営指標について、原則として、個々の病院単位を基本として経営強化プラン対象期間末時点における数値目標を定める。この場合、**経常収支比率及び修正医業収支比率については、必ず数値目標を設定**するとともに、 自らの経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を定めることとする。
- ・プランに記載した各種取組の実施を前提として、項目によっては、**各年度における目標数値**を記載する。

## 第9章 各県立病院の具体的取組 ※ 項目については、各病院共通

- (1) 基本的方向
- (2) 県立病院へのニーズに対応した医療機能の一層の充実と地域との機能分化・連携強化
  - ① 質の高い医療の提供とそれを支えるスタッフの確保・充実
    - i)質の高い医療の提供
    - ii ) 医療スタッフの確保・育成
    - iii) 働き方改革の推進と誰もが働きやすい環境整備
  - ② 県民の命を守る医療分野の安定的かつ持続的な提供
    - i) 救急医療提供体制の強化
    - ii )大規模災害時における医療提供体制の強化
    - iii)<del>新型コロナウイルス感染症等の</del>感染症への対応と通常医療との両立
  - ③ 安心・安全な医療提供と患者・家族への支援機能の充実
    - i) 安全な医療提供と患者・家族への支援機能の充実
    - ii ) 病院機能のデジタル化による患者サービスと医療機能の向上
    - iii ) 医療事故防止等の医療安全対策の推進
  - ④ 地域の医療機関との機能分化・連携強化と地域医療充実への貢献
    - i) 地域の医療機関との機能分化・連携強化
    - ii ) 地域医療の充実への貢献
- (3) 経営健全化に向けた取組の強化 (病院事業全体での資金収支の改善)
  - ① 医業収支の改善
    - i) 診療報酬制度への適切な対応による収益の確保
    - ii) 3病院一体となった費用削減
    - iii) 経営の見える化による安定的な事業運営の推進
- ② 適切な設備投資・更新

## 第9章 各県立病院の具体的取組

(収支計画) **※計画期間中の各年度の収支計画(各病院毎)** 

POINT

- ・プランに記載した各種取組の実施を前提として、**対象期間中の各年度の収支計画**を記載する。
- ※収支計画は、診療報酬の改定等の経営環境の変化により影響を受けるため、プラン策定後においても、こう した状況変化を踏まえ必要な見直しを行う必要がある。

## 第9章 各県立病院の具体的取組

(臨床指標・経営指標等)

#### 【臨床指標に係る数値目標】

・当該公立病院が、その果たすべき役割に沿った、質の高い医療機能を十分に発揮するとともに、地域において 他の病院等との連携を強化しているかを検証する観点から、適切な数値目標を設定する。

POINT

#### 【経営指標に係る数値目標】

- ・経営指標について、原則として、個々の病院単位を基本として経営強化プラン対象期間末時点における数値目標を定める。この場合、経常収支比率及び修正医業収支比率については、必ず数値目標を設定するとともに、 自らの経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を定めることとする。
- ・プランに記載した各種取組の実施を前提として、項目によっては、**各県立病院ごとに、計画期間中の各年度の 臨床指標・経営指標の目標を設定**

## 第10章 今後の経営形態等の在り方

- 1 経営形態の在り方について
- 2 病院機能、病床数、他の医療機関との連携等の在り方について

## 今後の改定スケジュールについて

- 1 病院事業評価委員会(第1回)において骨子(案)の説明(本日)
- 2 9月議会の常任委員会において骨子(案)を報告
- 3 11月中に病院事業評価委員会(第2回)を開催し、計画改定(案)を説明
- 4 11月議会の常任委員会において計画改定(案)を報告
- 5 12月~1月にかけてパブリックコメントの実施
- 6 1月末を目処に病院事業評価委員会(第3回)を開催し、計画改定最終(案)を説明
- 7 2月議会の常任委員会において計画改定最終(案)を報告 計画改定